

平成 21 年 11 月 19 日

社会保険庁社会保険業務センター  
総務部企画調整課

(担当) きねぶち  
杵渕、鈴木

(電話直通) 03(5344)1109

報道関係者 各位

## 年金から徴収した税額に係る誤りについて

### 1. 概要

過去に年金から過大に徴収した税額がある方に対し、本年 11 月 13 日の年金支払期において、その金額をお支払いしたところですが、既にお返ししていた方が含まれており、誤って再度お支払いしているケースがあることが判明しました。

### 2. 原因

年金給付システムの税計算プログラムに一部誤りがあったことによるもの。

### 3. 影響

誤って再度お支払いした方

48 名（一人当たり平均 約 34,000 円）

(参考)

平成 21 年 11 月 13 日にお支払いした方の総数 16,721 名

### 4. 対応

対象者の方には、個別に電話及びお手紙によりお詫びを行うとともに、誤ってお支払いした金額の返納についてお願ひすることとします。

【参考】過去に年金から過大に徴収した税額がある方へお送りしたお手紙

平成21年11月2日

年金受給者様

年金からの源泉徴収について

拝啓 時下ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。

日頃から社会保険事業の円滑な推進につきまして、ご理解とご協力を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、遡及して過年分の年金を一括してお支払いした場合の所得税の源泉徴収については、本来、お支払いすべきであった年分毎に所得税を計算すべきところですが、一括支払した年分の所得として所得税を計算していたため、誤った源泉徴収票を送付していたことが確認されました。（このような誤りにつきましては、既に公表しております。）

今般、このような誤った仕組みを修正し、あなた様の各年分の正しい支払額及び正しい所得税額を再計算しましたので、修正前・修正後の源泉徴収票（朱書きで無効分と表示しているものが、修正前の源泉徴収票となります。）及び「国民年金・厚生年金の年別内訳書」をお送りいたします。

なお、年別内訳書の「既源泉徴収税額と修正後源泉徴収税額との差額」欄の金額は所得税を徴収し過ぎたものですので、還付税額として平成21年11月13日にお支払いさせていただきます。

このたびは、大変ご迷惑をおかけいたしますことを深くお詫び申し上げます。

今後は、このようなことが生じないよう適正な事務処理を徹底いたしますとともに、国民の皆様の年金制度に対する信頼を回復できるよう努めてまいりますので、何卒ご理解を賜りますようよろしくお願いいたします。

時節柄ご自愛の程お祈り申し上げます。

敬具

社会保険庁

社会保険業務センター